

新型コロナウイルス感染症に係る広域患者受入調整の機動的な対応について

新型コロナウイルス感染症について、4月23日には、京都府、大阪府、兵庫県に緊急事態宣言が発令され、外出自粛、飲食店や集客施設等への休業要請・時短要請等の措置を行い、感染拡大防止に努めている。また、その他の構成県市においても、それぞれの状況に応じた取組を行っているところである。

しかしながら、新規陽性者が過去最多を更新するなど感染拡大の波は止まらず、医療提供体制がひっ迫している状況が続いている。

関西広域連合においては、これまで、広域医療連携の体制構築や広域患者の受入調整方針を定め、新型コロナウイルス感染症対策に係る広域的な医療連携を進めてきた。

一方で、現下の厳しい医療状況や、ゴールデンウィークを控え、医療提供体制が脆弱化する可能性もあることから、これまでの取組に加え、より一層、機動的に対応するため、以下のとおり広域患者の受入れ調整を行うこととする。

1 調整主体

各構成府県の調整本部間で受入れ調整を行うこととする。なお、緊急の場合は各病院間での調整も可能とし、各構成府県の調整本部へ報告する。

2 対象患者の範囲

中等症患者を基本とするが、重症患者についても対象とする。

(新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を含む。)

3 広域調整の範囲

原則として、通常、搬送時間が片道1時間以内の場合に行うものとするが、各構成府県の調整本部間で調整が整った場合はその限りではない。

4 受入条件

患者受入れを要請する府県は、受入れ府県から依頼があった場合には、必要な物資の提供、医療従事者の派遣を行う。

5 その他

「関西広域連合広域医療局が行う広域患者受入調整方針」(令和2年4月13日)及び上記以外のことについて、広域調整の必要が生じたときは、個別の状況に応じ、広域医療局が構成府県市と調整を行う。

令和3年4月28日

関西広域連合長 和歌山県知事 仁坂 吉伸
広域医療担当委員 徳島県知事 飯泉 嘉門